

## 拮抗する「賃上げと物価高」への処方箋 —2024年賃上げによる実質的な家計の分析—

### 【高水準な賃上げ実施も実質総雇用者所得は伸び悩む】

一人当たり賃金と労働者数をかけ、物価指数で割ると、国民全体の実質的な所得の合計である「実質総雇用者所得」になる。2024年に直近30年間で高水準な賃上げが実施されたことで、実質総雇用者所得は増加すると想定していた。しかし、結果としては実質総雇用者所得の減少に歯止めがかかったに留まった。中部圏各地では、賃上げ率ほど名目賃金が増加しておらず、高付加価値産業へ従事する労働者の割合が東京と比較すれば少ないことが一因として挙げられる。

### 【物価高等の影響で2024年の実質的な消費水準は減少傾向】

実質総雇用者所得に平均消費性向をかけることで算出した実質的な消費の推計値の結果から2023年から2024年の推移をみると実質消費が減少していた。地域によっては、コロナ禍を下回る実質消費の水準であり、国民生活に関わるエネルギー価格や食料品の高騰を始めた物価上昇によって実質消費が下押しされていた。国民が安心して生活できるように、エネルギーや食料品の価格が安定するような施策が求められる。

### 【継続的な賃上げ、物価高対策、高度人材の活用が必要】

実質総雇用者所得の増加に向けて、継続的な賃上げが必要となる。特に、労働者が心理的な安心感を得られるように、賞与ではなくベースアップを重視した賃上げが重要となる。加えて、企業は賃上げ原資を確保するため、商品・サービス価格への転嫁が求められる。2020年以降の実質的な消費水準の低迷に対しては、ガソリンへの二重課税の解消や所得控除の引き上げ等による消費者負担の軽減が必要である。また、労働者数の増加や高付加価値産業へのシフトも重要である。国際的な人材獲得競争が起きている中で、働きに見合う賃金の提示、明瞭なキャリアパス、働く場所や時間の自由裁量等、日本企業に古くからある習慣から脱した働き方が求められる。

## 1. 分析の背景

日本は、物価が下落する「デフレ」が長く続いていたが、2022年以降は物価が高騰してインフレ局面にあり、日本経済の状況は一変している。図1は「生鮮食品を除く総合」の物価指数の季節調整値であり、「コアCPI」と呼ばれる<sup>1</sup>。2000年代以降、消費増税や穀物・原油価格の高騰によって短期間で大きく物価が上昇することはあっても、中長期的には日本の物価は緩やかに推移していた。しかし、2022年以降は前年同月比で2%を上回る水準が継続しており、それ以前の物価の推移の仕方とは大きく異なる。2022年は、ロシアウクライナ問題により、エネルギー価格が高騰して物価が上昇した。その他の要因としては、コロナ禍からの経済活動の回復や世界経済の成長に伴ってモノ・サービスの需要が高まったことも挙げられ、物価上昇による家計負担の増加が懸念される。

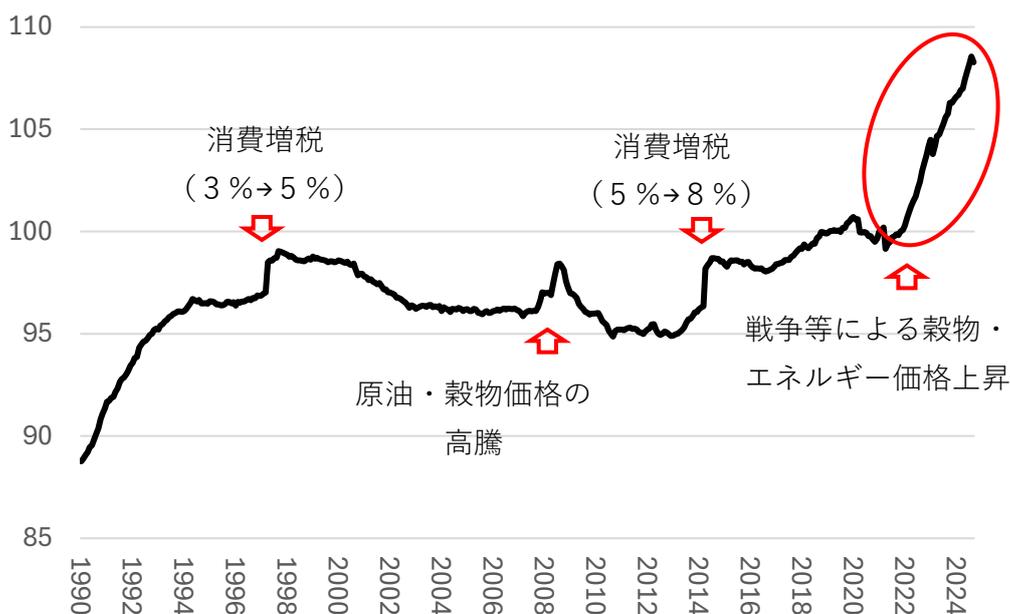


図1 生鮮食品を除く総合（独自に季節調整をかけた、1990年から2024年9月）

注：2020年の平均を100とする指数

資料：総務省統計局「消費者物価指数」<sup>2</sup>より作成

<sup>1</sup> 生鮮食品は天候などの要因によって短期間で急な価格変動が起きやすいため、それを除いた値（コアCPI）が物価の変化をみる一般的な指標として扱われることが多い。

<sup>2</sup> <https://www.stat.go.jp/data/cpi/>

次に、物価の変化に伴って賃金（現金給与総額<sup>3</sup>）がどのように変化したのかを名目値と実質値で示したのが図2である。1990年から1994年頃までは、名目賃金（青色線）が増加しても実質賃金（赤色線）は横ばいで推移しており、同期間は物価の上昇と名目賃金の増加が重なっているためである。その後、1998年頃をピークに、名目賃金・実質賃金ともに減少しているが、物価も下落しているため、名目賃金ほど実質賃金は減少していない。2014年以降は、名目賃金が増加しても実質賃金が横ばいかやや減少していた。2022年以降は、名目賃金の増加以上に物価が上昇しており、実質賃金が減少していた。実質賃金の減少は国民生活の悪化につながるため、物価高対策を講じる必要がある。一方で、1990年代後半以降、30年近く増加がみられなかった名目賃金が増加していることは、望ましい状況にあるともいえる。

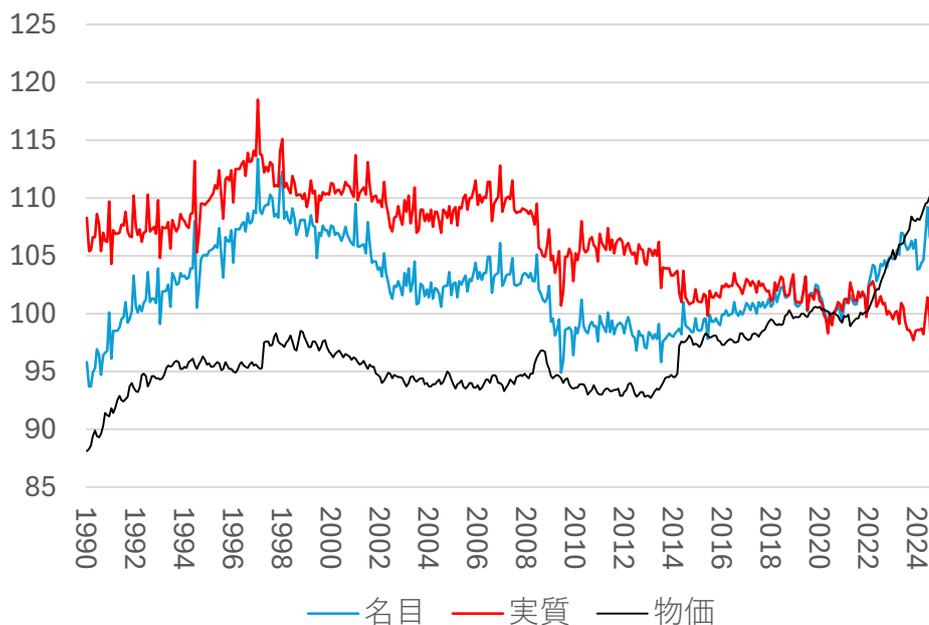


図2 現金給与総額の名目・実質賃金（季節調整値）と物価<sup>4</sup>（1990年から2024年9月）

注：2020年の平均を100とする指数

資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」<sup>5</sup>より作成

<sup>3</sup> 「きまって支給する給与」（毎月の給与）と「特別に支払われた給与」（賞与や一時金）の合計である。

<sup>4</sup> この物価は名目賃金を実質化する時に使われる「持家の帰属家賃を除く総合」である。

<sup>5</sup> <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

物価の上昇によって実質賃金が押し下げられたものの、2022年以降は名目賃金が上昇しており、人手不足等を背景とした人手確保のための賃上げが進展した。図3は厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査<sup>6</sup>」のうち、1人平均賃金の改定率<sup>7</sup>を示した。1990年代に賃上げ率が徐々に下がって以降、ほぼ横ばいで推移していた。しかし、2023年に3.2%、2024年に4.1%の賃上げ率となり、1994年以来の3%を超える水準となった。賃上げした理由についてみていくと（表1）、企業の業績が最も重視する要素と回答した企業が多いものの、その割合は徐々に減少している。一方で、2010年から2024年にかけて「労働力の確保・定着」「雇用の維持」は顕著に増加しており、人手の流出を防ぎ、人材確保のための賃上げが実施されていた。同様の調査として連合（日本労働組合総連合会）「2024春闘」<sup>8</sup>の平均賃金方式による集計では、2024年は5.1%の賃上げ率となっており、2023年よりもさらに賃上げ率が高くなっている。

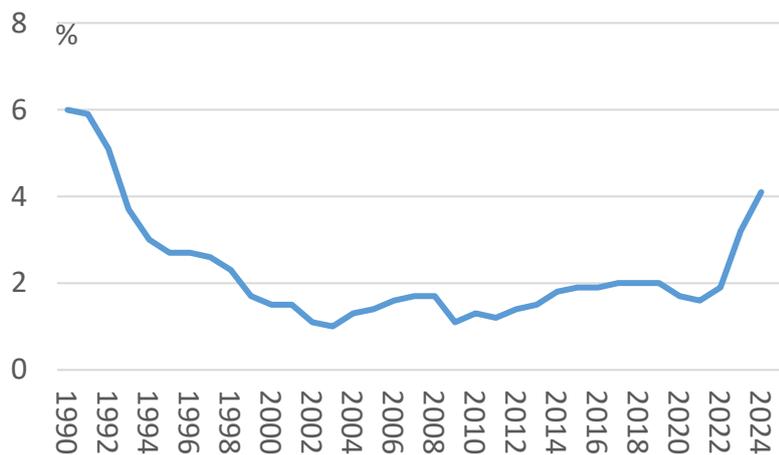


図3 1人平均賃金の改定率 (1990年から2024年)

資料：厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」より作成

表1 賃金改定に当たり最も重視した要素 (単位：%)

	企業の業績	世間相場	雇用の維持	労働力の確保・定着	物価の動向	労使関係の安定	親会社等の動向	前年度改定実績	その他の要素	なし	不詳
2010	60.4	2.9	2.4	4.3	0.0	2.4	4.0	3.8	4.3	15.4	0.1
2015	52.6	3.6	5.0	6.8	0.3	2.6	5.4	4.4	3.0	15.0	1.4
2020	49.0	3.0	8.0	8.0	0.5	2.0	4.0	4.7	1.5	16.2	3.2
2024	35.2	7.6	12.8	14.3	7.8	1.8	6.4	1.0	2.1	7.4	3.3

注：表の割合は、それぞれの要素を最も重視していると回答した企業の割合、「なし」を含まずに上位3位までの回答を赤で表示した

資料：厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」より作成

<sup>6</sup> <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/24/index.html>

<sup>7</sup> 常用労働者100人以上の企業を対象に定昇・ベアを合わせた結果である。

<sup>8</sup> <https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/index2024.html>

上記の賃金の変化は一人当たりでみたときの所得の変化とみなせる。一方で、GDP が成長していくには、GDP の 5 割以上を占める「個人消費」が増加する必要があり、国民全体の所得の動向が重要な要素となる。より包括的な視点で所得を捉えているのが「実質総雇用者所得」<sup>9</sup>であり、内閣府「月例経済報告」の主要経済指標の一つとして公表されている。実質総雇用者所得が増加すれば、国民全体の所得が増加するのと等しい。図 4 は、内閣府が公表している実質総雇用者所得の推移である。バブル崩壊やリーマンショックといった経済的ショックによって実質総雇用者所得は減少し、その後持ち直しがみられる。また、2015 年以降に増加局面<sup>10</sup>がみられたが、新型コロナウイルス拡大以降、減少が続いている。一時的な増加<sup>11</sup>がみられたが、もとの水準に戻っている。今後、日本が成長していくには、まずは実質総雇用者所得が増え、消費に向けた所得が増加することで、個人消費が増加し、GDP を成長させる必要がある。



図 4 実質総雇用者所得（季節調整値、1994 年から 2024 年 11 月まで）

注：2020 年の平均を 100 とする指数

資料：内閣府「月例経済報告」<sup>12</sup>より作成

<sup>9</sup> 計算方法の詳細は後述するが、賃金と労働者数をかけ、物価で除している。

<sup>10</sup> いわゆる「アベノミクス」で「一億総活躍社会」が政策目標として打ち出され、女性や高齢者などが働きやすい社会を目指して働き方改革が推し進められた。その結果として、非正規雇用を中心に労働者数が増加したことで、実質総雇用者所得が増加した。

<sup>11</sup> 2024 年 6 月に一時的な増加がみられており、その一因は 6 月に賞与が大きく増加したことにある。夏の賞与の前倒し等によって 6 月に支払う企業が増え、結果として現金給与総額は実質値で 27 か月ぶりのプラスに転じた。

<sup>12</sup> <https://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html>

---

以上のように、2024年は、2023年を上回る賃上げが実施されたが、実質賃金が増加していない。日本が成長していくには、GDPの5割以上を占める個人消費が増加する必要があるが、その前段階として所得が増えなければ消費も増えにくい。あるいは、一人ひとりの賃金が増加して、生活水準が向上するのはもちろんのこと、国民全体の所得である「実質総雇用者所得」も増加する必要がある。しかし、実質総雇用者所得の全国値は公表されているものの、地域別のデータを月次で分析する事例は少ない。以前に公表した中部圏社会経済研究所(2023)「2020年以降の実質総雇用者所得の変動要因について」以降、賃上げや物価の変動といった要因の変化もあったため、再度、更新されたデータを追加して実質総雇用者所得の変動についてまとめる。最後に、2025年の賃上げを控えつつ、物価上昇の収束が見えない中で、どのような「処方箋」が必要なのかを考察する。

## 2. 分析方法

内閣府では、厚生労働省「毎月勤労統計調査」の一人当たり名目賃金(現金給与総額)<sup>13</sup>に総務省「労働力調査」の非農林業雇用者数<sup>14</sup>をかけ、消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く)で割って実質総雇用者所得を算出している。実質総雇用者所得を都道府県別に算出するにあたっては、労働力調査の「モデル推計による都道府県別結果」を用いて推計した<sup>15</sup>。

都道府県別に内閣府と近い推計をする方法は、毎月勤労統計の現金給与総額と月次化した労働力調査の就業者数をかけ、消費者物価指数で割ったものである。これを本分析における実質総雇用者所得として用いる。実質総雇用者所得の計算式は次の通りである。

### 【 本分析における実質総雇用者所得 】

$$= \text{一人当たり賃金(現金給与総額)} \times \text{労働者数(労働力調査モデル推計)} \\ \div \text{消費者物価}$$

この実質総雇用者所得の前年同月比における賃金・労働者数・物価の要因分解<sup>16</sup>を行う。

### 【 実質総雇用者所得の前年同月比変化率 】

$$= \text{一人当たり賃金の前年同月比変化率} + \text{労働者数の前年同月比変化率} \\ - \text{物価の前年同月比変化率}$$

<sup>13</sup> 毎月勤労統計調査では、標本入れ替えを約3年に1回程度行っており、その際の標本入れ替えの影響が最小限となるように調査設計されている。しかし、標本入れ替え後の前年同月比が上下に振れやすい性質がある点に留意する必要がある。

<sup>14</sup> 調査期間中に1時間でも働いた「従業者」および病気等の「休業者」を合わせた「就業者」のうち、農業・林業への就業者数を除いた数である。

<sup>15</sup> 労働力調査の「モデル推計による都道府県別結果」の就業者数を用いる。このモデル推計では都道府県別の四半期平均を公表している。この四半期平均を月次データにするために次のように線形補完した。1~3月の平均値を3月の値、4~6月の平均値を6月の値としたとき、4月の値は6月の値へ1/3だけ変化したと考え、式に表すと「3月の値+ (6月の値-3月の値) ÷ 3」となる。同様に、5月の値は6月の値へ2/3だけ変化したと考え、式に表すと「3月の値+ (6月の値-3月の値) × 2/3」となる。このように四半期平均データを月次データ化した。仮に3月が100、6月が130とすれば4月は110、5月は120と計算される。

<sup>16</sup> ある時点t期における実質総雇用者所得をYt、賃金をWt、労働者数をLt、物価をPtとすると、 $Y_t = W_t \times L_t \times P_t^{-1}$  となり、tについて微分すると、 $\Delta Y_t = \Delta W_t \times L_t \times P_t^{-1} + W_t \times \Delta L_t \times P_t^{-1} - W_t \times L_t \times \Delta P_t \times P_t^{-2}$  となる。ここで、 $\Delta Y_t / Y_t$ を計算すると、 $\frac{\Delta Y_t}{Y_t} = \frac{\Delta W_t}{W_t} + \frac{\Delta L_t}{L_t} - \frac{\Delta P_t}{P_t}$  となり、それぞれの項はYt・Wt・Lt・Ptの変化率であるため、実質総雇用者所得の変化率=賃金の変化率+労働の変化率-物価の変化率となる。

本稿では、特に2024年の賃上げによる実質総雇用者所得の変化に着目する。本分析では、分析①：各県の実質総雇用者所得（季節調整済）<sup>17</sup>を示し、2023年から2024年にかけてどのように推移したのかを確認する<sup>18</sup>。続いて、分析②：各県の実質総雇用者所得の前年同月比における要因分解を行い、2024年の賃上げによる実質総雇用者所得の影響を確認する。最後に、分析③：各県の平均消費性向<sup>19</sup>も加味したうえで、実質総雇用者所得をもとにした各県の消費支出を推計する。

---

<sup>17</sup> 内閣府の算出方法と同様に、賃金と労働それぞれの系列値に対して、一般的な季節調整の方法であるセンサス局法 X-12-ARIMA で季節調整系列を算出した後に、賃金と労働の季節調整系列をかけあわせて実質総雇用者所得を算出した。ただし、次節以降の要因分解は、前年同月比変化率をみているため、原系列を採用している。

<sup>18</sup> 2020年から2023年にかけての分析は中部社研経済レポート No.37 を参照

<sup>19</sup> 可処分所得のうち、消費に向けられる割合を指す。例えば、20万円の所得のうち、10万円を消費していれば、平均消費性向は50%である。

### 3. 分析結果① 実質総雇用者所得の推移

各県の実質総雇用者所得(季節調整済)の推移をみていく。全国・東京都・大阪府・愛知県の実質総雇用者所得の推移が図5である<sup>20</sup>。全国や大阪府は100前後で推移していた一方で、東京都は100を上回って推移していた。愛知県は100をやや下回り、2023年の後半以降、やや減少傾向だった。2024年6月に全国・大阪府で4ポイント以上の大きな増加、東京都で約1ポイントの増加がみられたものの、愛知県では1ポイント未満の増加だった。

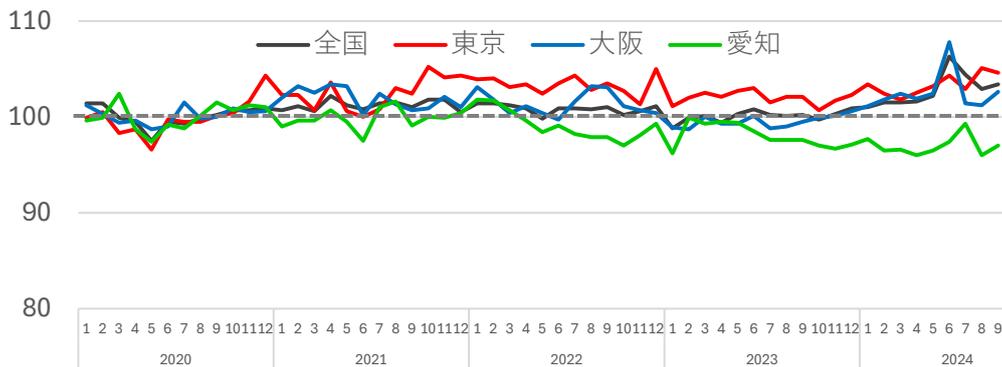


図5 全国・東京都・大阪府・愛知県の実質総雇用者所得の推移(季節調整済み)

図6は富山県・石川県・福井県・長野県の実質総雇用者所得の推移である。富山県・石川県・長野県は、2023年以降は95前後で推移しており、福井県は90を下回って推移していた。2024年6月に富山県・石川県で3ポイント以上の大きな増加がみられ、長野県は2ポイントの増加、福井県は横ばいだった。

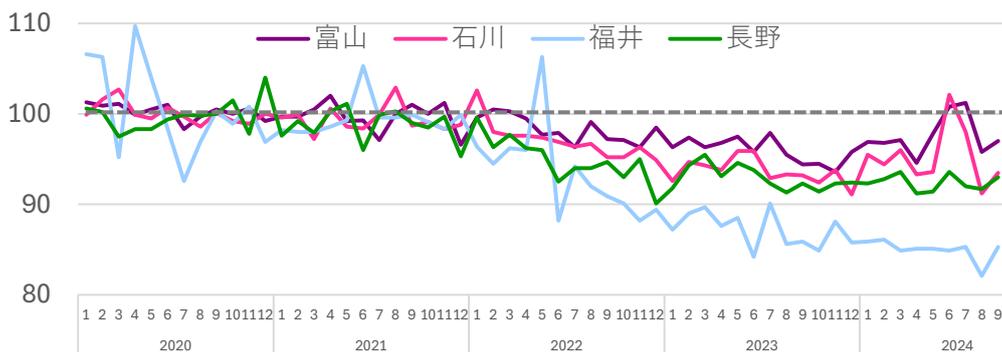


図6 富山県・石川県・福井県・長野県の実質総雇用者所得の推移(季節調整済み)

<sup>20</sup> 図5～図7では、各指標の原系列が2020年平均=100であり、その原系列に季節調整をかけているため、実質総雇用者所得の2020年平均は100とならない。

図7は岐阜県・静岡県・三重県・滋賀県の実質総雇用者所得の推移である。岐阜県・静岡県・滋賀県はやや大きく上下を繰り返しながらも100前後で推移した。三重県は2022年後半からやや低位で推移しており、2023年以降も90前後で推移していた。2024年6月に岐阜県・静岡県・三重県で約10ポイント程度の大きな増加がみられたものの、滋賀県は横ばいだった。

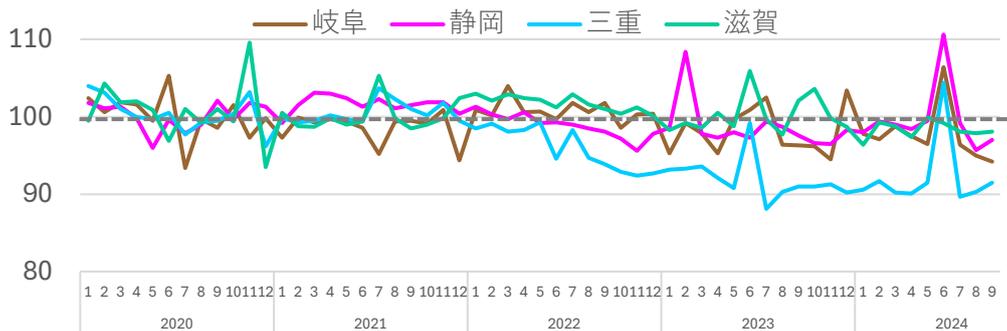


図7 岐阜県・静岡県・三重県・滋賀県の実質総雇用者所得の推移(季節調整済み)

2023年以降の動向をまとめると、おおよそ100前後で推移していたのが、岐阜県・静岡県・滋賀県、100をやや下回ったのが、富山県・石川県・長野県・愛知県、100を大きく下回ったのが福井県・三重県だった。2020年は新型コロナウイルスが感染拡大して、緊急事態宣言等が発令された時期である。2020年を100としているため、経済の回復とともに100を上回って推移する可能性が高い。しかし、2024年に100を上回る地域は一部であり、実質総雇用者所得からみたとき、緊急事態宣言等の経済活動が抑制された時期と水準がほぼ変わらないか、下回る地域が多いといえる。図1で示したように物価上昇が経済を下押ししていると考えられ、「分析結果②」で示す。加えて、2024年に大きく増加した地域では、8月・9月には元の水準まで戻っている地域が多い。このような短期的な増加では、継続的な所得増・消費増にはつながりにくいと考えられる。

これらの実質総雇用者所得の推移が賃金・労働・物価のどの要因によるものなのかを次にみていく。

#### 4. 分析結果② 実質総雇用者所得の要因分解

##### (1) 全国

図8に全国の実質総雇用者所得の要因分解を示した。2022年以降、継続して賃金・労働者数の増加が続いたが、物価上昇によるマイナス寄与が大きく、2023年は実質総雇用者所得がマイナスで推移した。2024年は2023年を上回って賃金が増加し、6月に実質総雇用者所得がプラスに転じた。

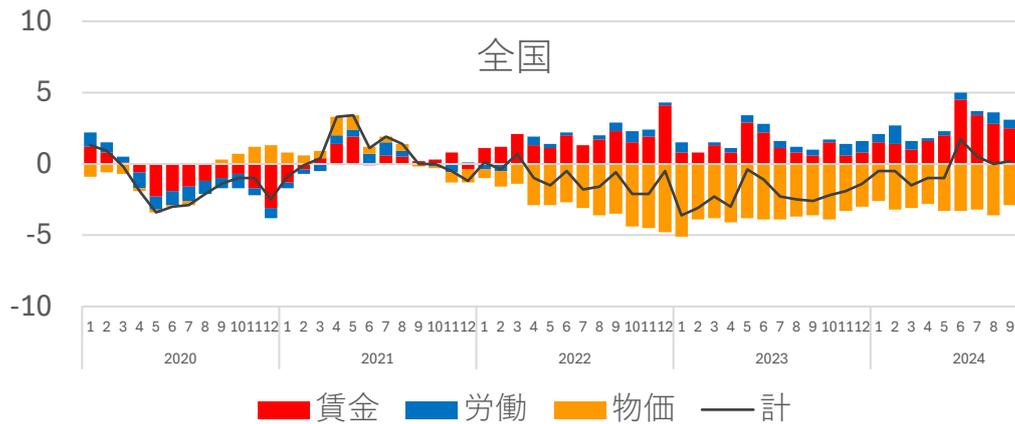


図8 全国の実質総雇用者所得の要因分解(前年同月比)

##### (2) 東京都

図9に東京都の実質総雇用者所得の要因分解を示した。東京都も全国と同様に賃金と労働者数の増加が続いたが、物価上昇によるマイナス寄与が大きく、実質総雇用者所得はマイナスか0近傍で推移し続けた。2024年の7月に実質総雇用者所得が増加に転じた。

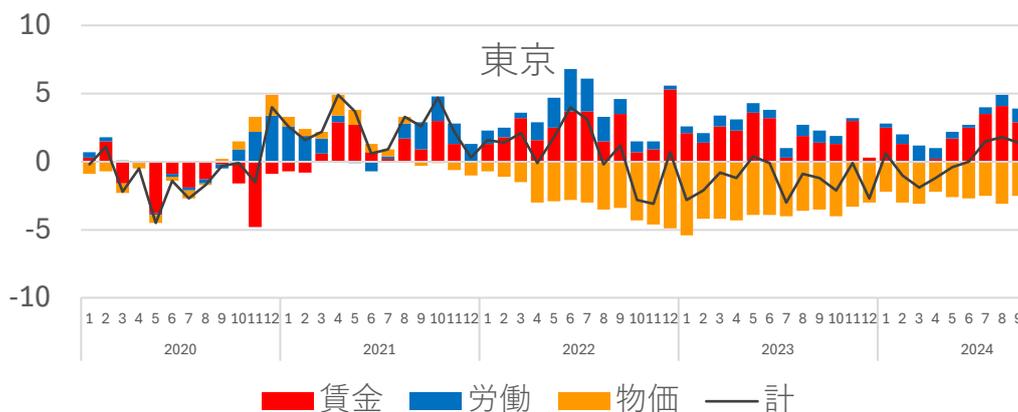


図9 東京都の実質総雇用者所得の要因分解(前年同月比)

(3) 大阪府

図 10 に大阪府の実質総雇用者所得の要因分解を示した。大阪府も全国と同様に 2022 年以降は賃金と労働者数の増加が続いたが、物価上昇によるマイナス寄与が大きく、2023 年は実質総雇用者所得がほぼマイナスで推移した。2024 年の 1 月からはプラスに転じてそのまま推移した。

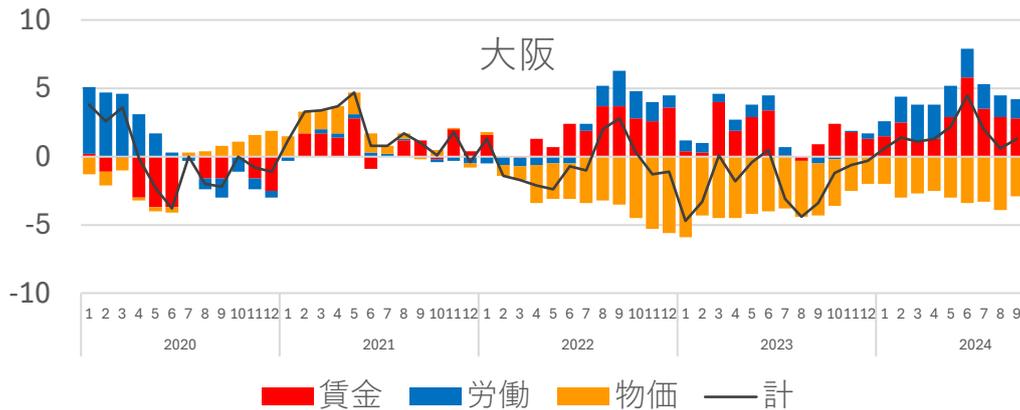


図 10 大阪府の実質総雇用者所得の要因分解(前年同月比)

(4) 富山県

図 11 に富山県の実質総雇用者所得の要因分解を示した。富山県は労働者数が横ばいかやや減少して推移した。賃金が大きくプラスになることもあり、一時的に実質総雇用者所得が増加に転じた月もあったが、おおむね実質総雇用者所得はマイナスで推移した。2024 年 5 月にプラスに転じてそのまま推移した。

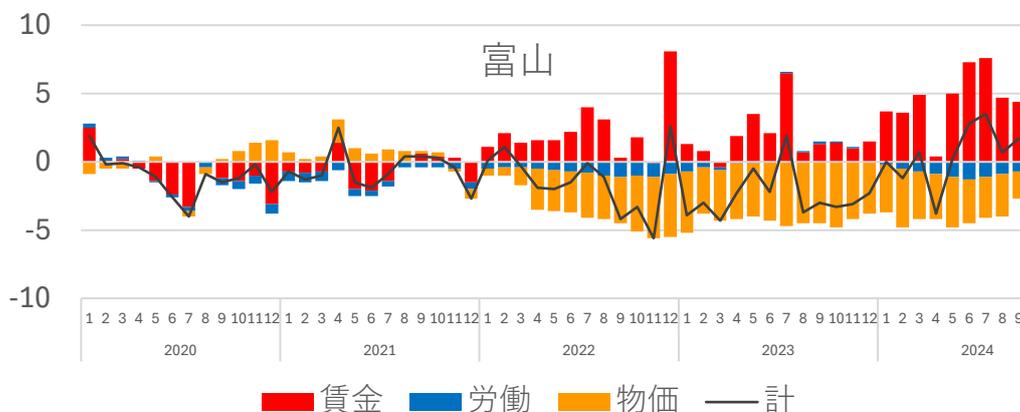


図 11 富山県の実質総雇用者所得の要因分解(前年同月比)

(5) 石川県

図 12 に石川県の実質総雇用者所得の要因分解を示した。2023 年は労働者数がわずかにプラスで推移したが、賃金が大きな増加とはならなかったため、実質総雇用者所得はマイナスで推移した。2024 年からは賃金の増加がみられ、実質総雇用者所得がプラスになる月もみられた。

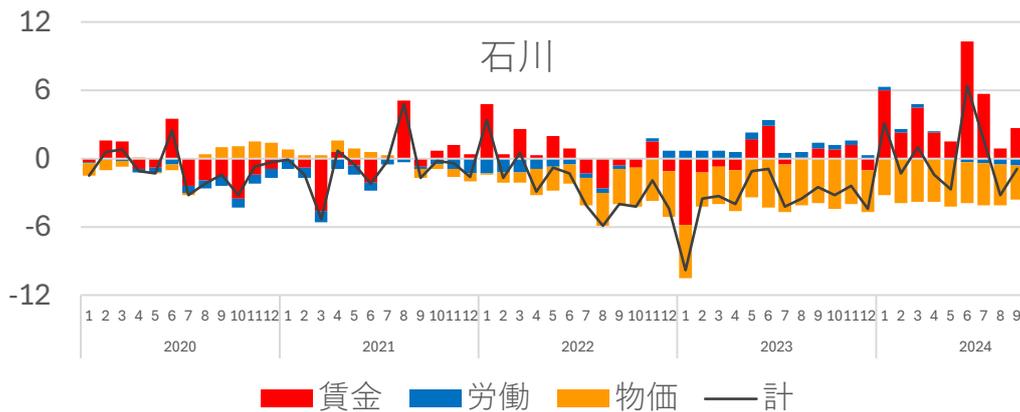


図 12 石川県の実質総雇用者所得の要因分解(前年同月比)

(6) 福井県

図 13 に福井県の実質総雇用者所得の要因分解を示した。2022 年以降、継続して賃金と労働者数の減少が続いており、同時に物価上昇によるマイナス寄与が大きく、実質総雇用者所得は大きくマイナスで推移した。2024 年も賃金がプラスに寄与する月がありつつ、実質総雇用者所得はほぼマイナスで推移した。

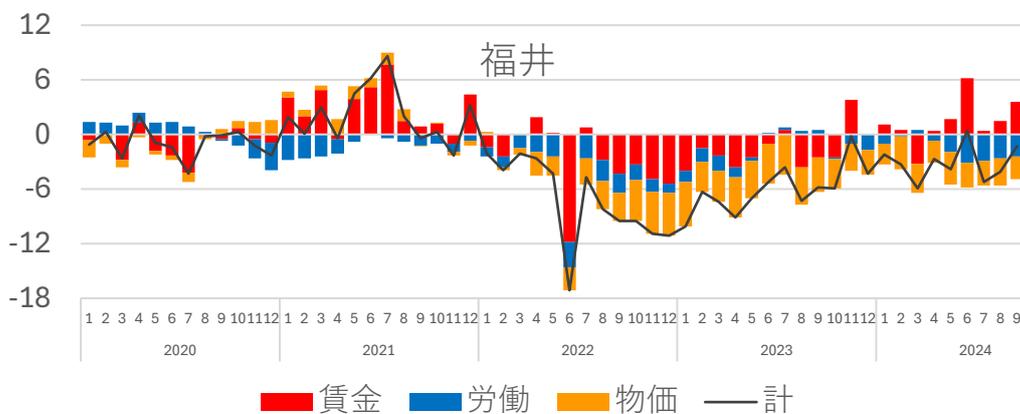


図 13 福井県の実質総雇用者所得の要因分解(前年同月比)

(7) 長野県

図14は長野県の実質総雇用者所得の要因分解を示した。物価が継続してマイナス寄与したが、賃金が増加する月と横ばいの月があり、実質総雇用者所得は継続的なプラスとはならなかった。2024年は賃金の増加以上に物価上昇によるマイナス寄与が大きく、実質総雇用者所得はマイナスで推移した。

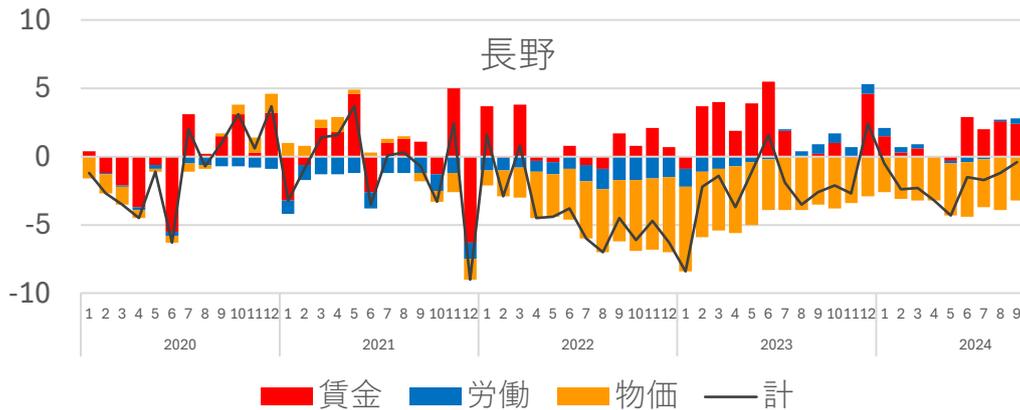


図14 長野県の実質総雇用者所得の要因分解(前年同月比)

(8) 岐阜県

図15は岐阜県の実質総雇用者所得の要因分解を示した。労働者数はほとんど増減がなかった。2022年は賃金が大きく増加したことで、実質総雇用者所得がプラスで推移したが、2023年はやや低迷していた。2024年は再び賃金の増加が大きくなり、実質総雇用者所得がプラスになった月もある。

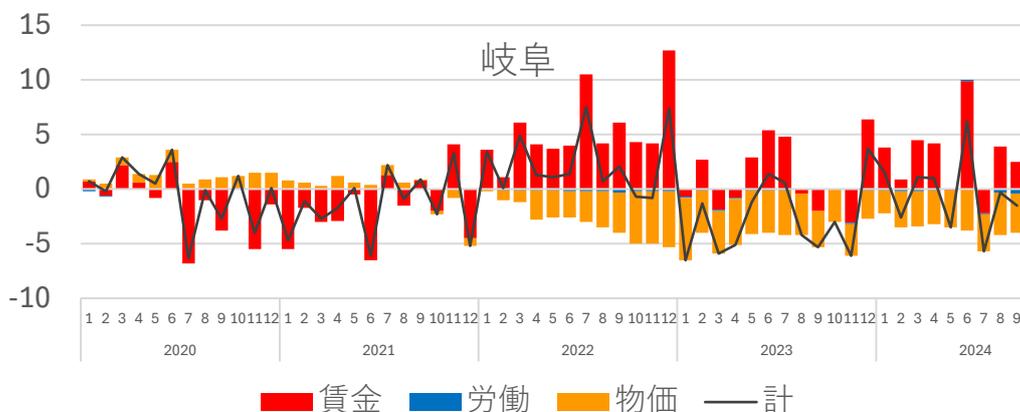


図15 岐阜県の実質総雇用者所得の要因分解(前年同月比)

(9) 静岡県

図 16 は静岡県の実質総雇用者所得の要因分解を示した。労働者数はほとんど変化がなかった。2023 年は賃金が増加したものの、物価上昇によるマイナス寄与が大きく、実質総雇用者所得はマイナスで推移することが多かった。2024 年は賃金が増加して実質総雇用者所得はプラスで推移したが、7月にマイナスに転じた。

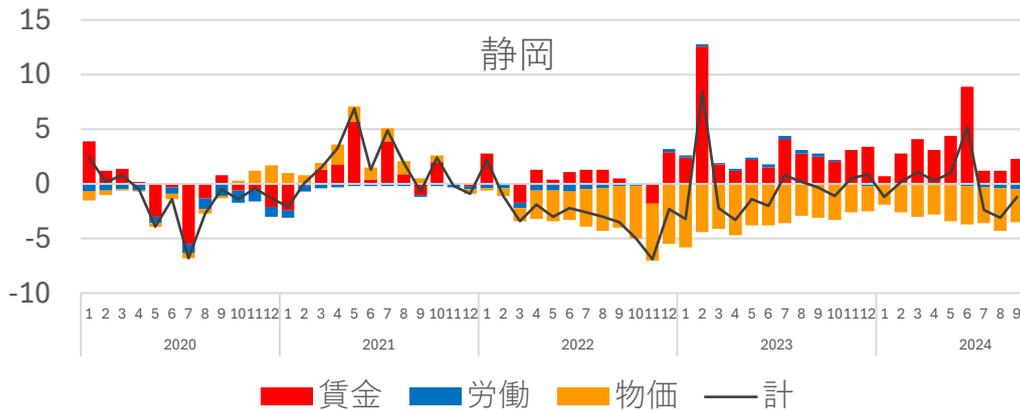


図 16 静岡県の実質総雇用者所得の要因分解(前年同月比)

(10) 愛知県

図 17 は愛知県の実質総雇用者所得の要因分解を示した。2023 年は賃金・労働者数合わせた増加を物価上昇によるマイナス寄与がやや上回り、実質総雇用者所得はわずかにマイナスで推移した。2024 年は賃金の増加幅が小さくなり、実質総雇用者所得もマイナスで推移した。

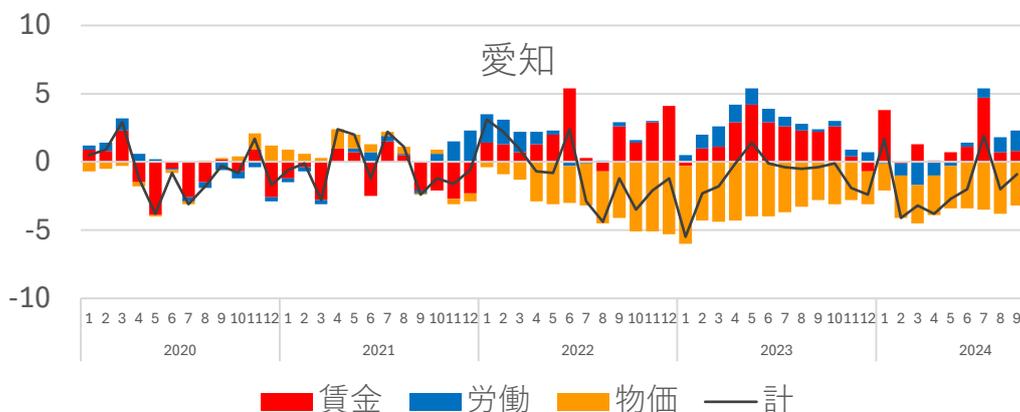


図 17 愛知県の実質総雇用者所得の要因分解(前年同月比)

(1 1) 三重県

図 18 は三重県の実質総雇用者所得の要因分解を示した。2023 年は労働者数の減少と物価上昇によるマイナス寄与が続いた。また、賃金も継続的な増加とはならず、実質総雇用者所得はマイナスで推移した。2024 年も同様の傾向が続いていたが、6 月は物価上昇分を上回って賃金が増加し、実質総雇用者所得はプラスに転じた。

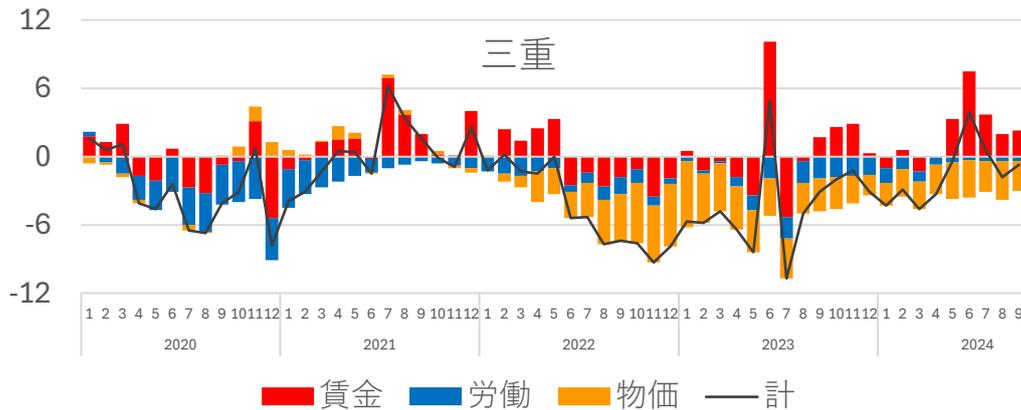


図 18 三重県の実質総雇用者所得の要因分解(前年同月比)

(1 2) 滋賀県

図 19 は滋賀県の実質総雇用者所得の要因分解を示した。2023 年は労働者数が増加したが、物価上昇によるマイナス寄与が大きく、実質総雇用者所得はマイナスで推移した。2024 年も物価上昇によるマイナス寄与によって実質総雇用者所得はマイナスで推移した。

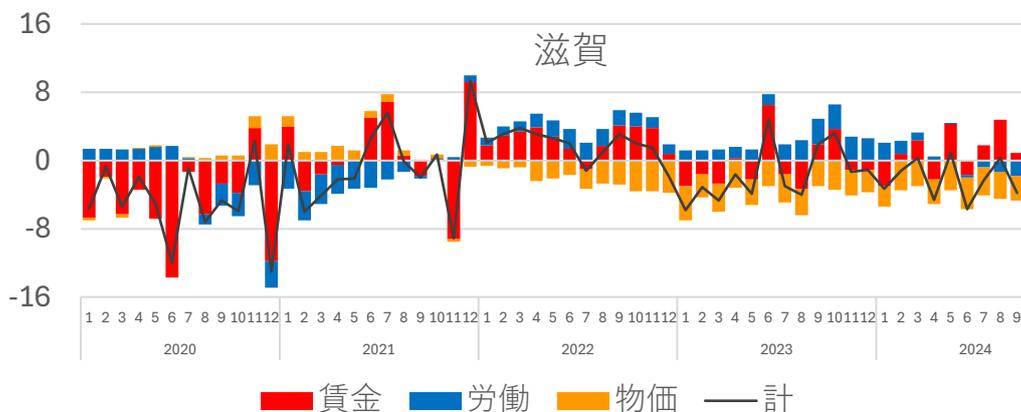


図 19 滋賀県の実質総雇用者所得の要因分解(前年同月比)

### (13) 小括

比較対象とした全国・東京都・大阪府と中部9県の動向をまとめる。一点目に、2023年までと24年以降を比較すると、都市圏をはじめとした分析対象のどの地域においても共通して物価上昇によるマイナス寄与が大きく、実質総雇用者所得が増加し続けることはなかった。しかし、2024年は直近30年間で高い水準の賃上げが実施されたことで、6月前後に実質総雇用者所得が増加に転じた地域が多い<sup>21</sup>。着実に賃上げの効果が反映されているといえる。二点目に、2024年8月や9月には賃金の増加幅が小さくなった地域も多く、賞与があるときは増加したものの、賞与の無い月は物価上昇率を下回った。賞与が増加することも重要であるが、労働者が安心して生活するには、毎月の給料が増加する方が重要だと思われる。ベースアップを重視した賃上げが必要である。三点目に、賃金と労働者数の変化率を比較すると、賃金の変化率の方が大きかった。岐阜県・静岡県は労働者数がほぼ横ばいであり、一般的に言われているように労働市場が硬直的な一方で、企業は業績に応じて賞与等を調整するといった状況が確認された。今後、女性や高齢者等の労働参加率が増加することで実質総雇用者所得の増加が期待できる。

ここまでは、実質総雇用者所得を用いて、国民所得の推移について分析した。最後に、所得の変化と消費性向の変化を加味した時の消費の推計値についてみていく。

---

<sup>21</sup> 企業の賃上げ決定と実際の給与へ反映され昇給するタイミングには多少の時期的なズレが生じる。一般には、年度が替わる毎年4月に昇給する企業が多いものの、昇給のタイミングは企業ごとに異なり、賃上げは決定しているが昇給は数か月後ということもありうる。そのため、例えば4月の「現金給与総額」は、昇給後の給与と昇給前の給与を支払う企業が混在していると考えられる。

## 5. 分析結果③

前節までは、県ごとの所得全体の変化について分析したが、その所得の全てが消費に向けられるわけではない。総務省「家計調査」<sup>22</sup>では、可処分所得に占める消費支出の割合を「平均消費性向」として公表している。試行的な試みとして、実質総雇用者所得と平均消費性向から、消費支出の推計値を算出する<sup>23,24</sup>。

計算式： 消費支出 ÷ 可処分所得 = 平均消費性向・・・①

①を変形して 可処分所得 × 平均消費性向 = 消費支出・・・②

②をマクロで捉えると

県別実質総雇用者所得 × 県別平均消費性向 ≒ 県別消費支出推計・・・③

図 20 から図 22 が各県の消費推計値である。多くの地域に共通する点として次のことが指摘できる。一つ目に、2010 年から 2019 年は 100 を上回る水準で推移しており、2020 年は新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の停滞によって消費が減少した。二つ目に、2021 年以降には多くの地域で 100 を上回り、消費の回復がみられたが、コロナ禍前と比較すると低位で推移した。また、一部の地域では、2021 年以降に 100 を下回って推移しており、消費が減少した。2024 年は 2020 よりは高位で推移する地域が多いといってもコロナ禍前の水準までは回復しておらず、コロナ以後も消費が減少する地域もあり、依然として消費回復に向けた施策が必要な状況にある。

<sup>22</sup> <https://www.stat.go.jp/data/kakei/>

<sup>23</sup> 各県の実質総雇用者所得に対して、季節調整済みの平均消費性向をかけた【消費推計値】に対して、月次データを年単位で平均をとり、2020 年の平均を 100 として基準化した。2024 年は 9 月分までで年平均を算出した。

<sup>24</sup> 家計調査は各県の県庁所在市で調査されており、必ずしも県全体の消費を反映したものではない。また、各県庁所在市で標本数が 100 は担保されているが、少数による高額な支出によって全体の消費額が変化し、平均消費性向にも影響が出やすい。そして、実質総雇用者所得では「現金給与総額」を用いており、「可処分所得」そのものではないことにも留意する必要がある。

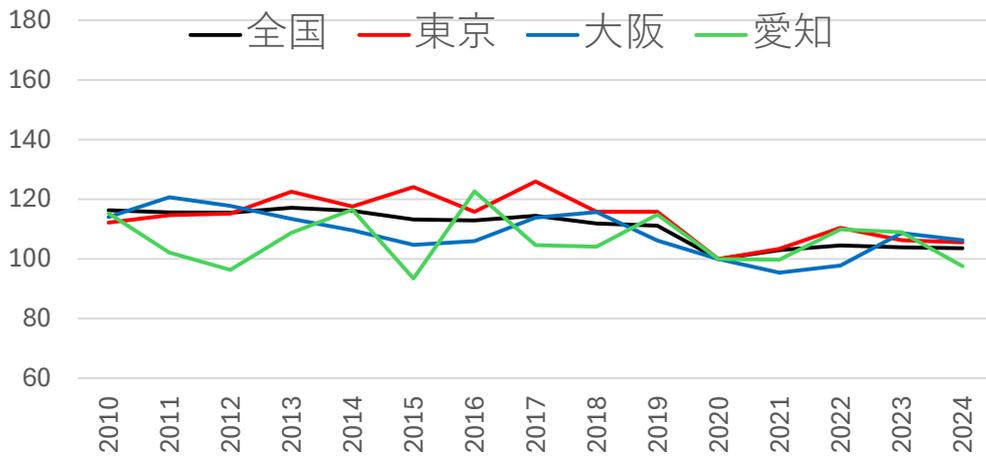


図 20 全国・東京都・大阪府・愛知県の消費推計値 (季節調整済・2020年=100)

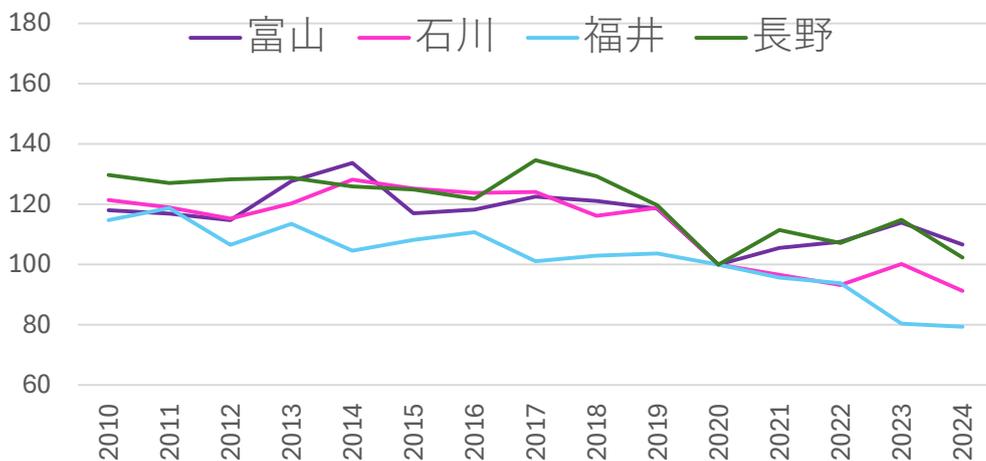


図 21 富山県・石川県・福井県・長野県の消費推計値 (季節調整済・2020年=100)

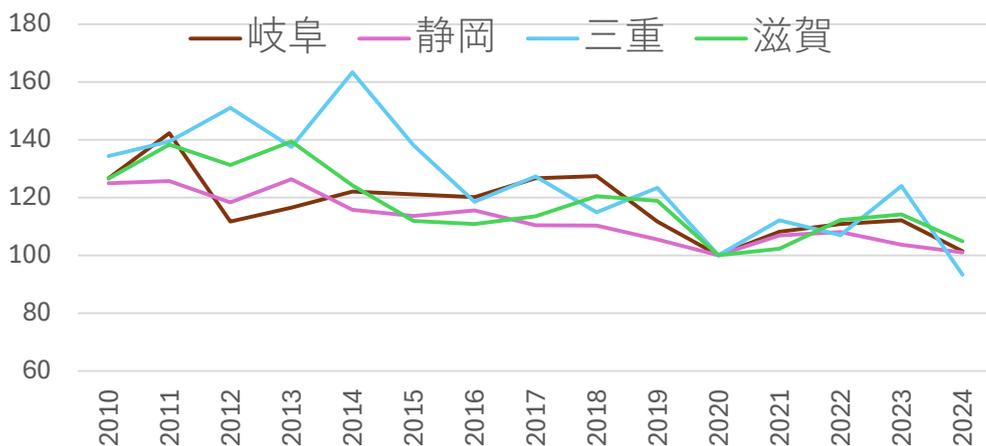


図 22 岐阜県・静岡県・三重県・滋賀県の消費推計値 (季節調整済・2020年=100)

## 6. まとめ

分析した結果は以下のようにまとめられる。

- ・ **コロナ以後、賃金×労働者数÷物価＝実質総雇用者所得が伸び悩み**
- ・ **2023年、2024年は賃金が増加したものの、物価上昇が低迷の要因**
- ・ **消費支出を推計した結果、2024年の消費水準は減少傾向**
- ・ **継続的な賃上げ、物価高対策、高度人材の活用が必要**

分析結果①からは、2023年、2024年と続いて3%以上の賃上げが実施されたものの、実質総雇用者所得が横ばい、もしくは減少している地域が多かった。東京都や大阪府はコロナ禍よりも高い水準で推移していたが、愛知県はコロナ禍をやや下回る水準となっており、都市地域でも違いがみられた。経済活動の停滞やエネルギー価格を中心とした物価高によって経済が下押しされて推移した。一方で、2024年は2023年よりも高い賃上げが実施されたことで、徐々に賃金の増加と物価上昇のギャップは改善しつつあり、実質総雇用者所得が増加に転じることも期待できる。

分析結果②からは、2023年と2024年に各地域で賃上げがされているものの、依然として物価上昇によるマイナス寄与が大きく、実質総雇用者所得は減少傾向だった。仮に今後の物価上昇率が政府目標である2%前後で安定的に推移するならば、少なくとも2%を上回る賃上げが継続的に行われなければ実質賃金が増加しないため、引き続き賃上げが必要である。富山県・福井県・三重県は労働者数が減少しており、進学・就職を機に首都圏・近畿圏・中部圏へ若者人口が流出し、人材確保が困難になっている一面も考えられる。賃上げの要素として「労働力の確保・定着」や「雇用の維持」が一定数挙げられているように、賃金は働き先を選択する際の重要な要素となる。地域からの人口流出を賃金だけで引き留められるわけではないが、人口流出をこれ以上加速させないためにも、都市部との賃金格差が広がらないように各地域も継続的な賃上げが必要であるという認識を持つ必要がある。

分析結果③からは、2021年の消費水準が2020年よりも高い地域が多く、旅行やお取り寄せグルメなどのいわゆる「リベンジ消費」が盛んになったことで消費が回復したと思われる。しかし、2024年時点においてもコロナ禍前の水準までは回復していない。物価上昇局面において消費が喚起される施策が必要である。

以上の分析結果を踏まえて、実質総雇用者所得を増加させるために必要なこととして、次のことを提言する。一つ目に、企業の賃上げが引き続き必要である。2024年は企業の努力によって過去と比較しても高い水準の賃上げが実現した。しかし、依然として賃金の増加を物価上昇が上回り、実質賃金が増加していない。実質賃金が増加してこそ、「賃金と物価の

好循環」が成り立つ。その一翼を担っている企業の継続的な賃上げに期待したい。また、賞与で多く支払い、賃金の総支払額が調整されている傾向が強いが、賞与は一時金であるため、労働者が心理的な安心感を得られるように基本給の着実な賃上げ、ベースアップを重視した賃上げへ転換していく必要がある。

二つ目に、企業は賃上げするために必要な原資を確保するためにも商品・サービスへの価格転嫁を推し進める必要がある。この数年での価格転嫁は、輸入物価の値上がりを始めとした原材料費高に伴う価格転嫁が多い印象である。企業の付加価値を生み出す源泉である「人への投資」を増加させる必要がある。また、中小企業が大企業と値上げ交渉する際には、交渉の場を拒否される事例も報告されている。そのような中小企業の相談窓口として行政が機能を果たすとともに、この問題に対して社会が関心を寄せることが対話に応じようともしない企業へのけん制になるのではないだろうか。

三つ目に、実質消費が低迷していることへの対策として、ガソリンへの二重課税解消や所得控除額の引き上げ等を含めた物価高対策を講じることで消費者負担を軽減する必要がある。特に、所得控除の引き上げ、いわゆる「103万の壁」について見直すことで、直接的な減税効果とともに、扶養控除から外れるために労働を控えていた人が働くことで、所得の増加と消費の増加にも期待できる。あるいは、行政が食料の安定的な生産・流通に責任を持つ必要がある。仮に、流通を滞らせて不当に価格を吊り上げるような業者がいるのならば、是正に向けて行政が動く必要がある。

四つ目に、労働者数の増加や高付加価値産業へ従事する人の増加も必要である。女性や高齢者、外国人人材を含め、働きたい人が働ける環境が整備される必要がある。あるいは、求人・求職がミスマッチすることで雇用機会が損失している可能性がある。今後においては、IT分野等の先端技術を活用できる人材が求められており、国際的な人材獲得競争が起きている。もし、国内から国外へ人材が流出すれば日本社会にとって大きな損失となり、同時に国外から人材が呼べる環境が整っている必要がある。働きに見合う賃金の提示、明瞭なキャリアパスや評価制度の提示、リモートワークやフレックスタイム制等の時間や場所を選ばない自由な働き方といった日本企業に昔からある習慣も変革していく必要がある。特に、中小企業では、習慣的な経営が継続されている場合も多いだろう。そのような中小企業こそ、外国人も視野に入れて高度人材を取り入れるなどの一歩踏み込んだ改革をすべき時を迎えているのではないだろうか。そのような経営の高度化・多角化に挑戦する企業への行政の支援も欠かせない。誰かだけが、どこかだけが努力するのではなく、社会全体で協力して、「賃金と物価の好循環」を目指す必要がある。

---

引用文献

厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/24/index.html>

厚生労働省「毎月勤労統計調査」 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

総務省統計局「家計調査」 <https://www.stat.go.jp/data/kakei/>

総務省統計局「消費者物価指数」 <https://www.stat.go.jp/data/cpi/>

総務省統計局「労働力調査」 <https://www.stat.go.jp/data/roudou/index.html>

内閣府「月例経済報告」 <https://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html>

日本労働組合総連合会「2024 春闘」

<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/index2024.html>

---

## 最近の中部社研経済レポート

No.	発表年月日	タイトル
42	2025年2月25日	拮抗する「賃上げと物価高」への処方箋 －2024年賃上げによる実質的な家計の分析－
41	2024年10月24日	デジタル・ノマドとインバウンド観光 －投資・成長・ウェルネスへの道筋と観光インフラの高付加価値化
40	2024年5月29日	中部5県の設備投資・資本ストックの特徴と課題 －中経連アンケート分析結果を踏まえたインプリケーション－
39	2024年4月24日	中部圏の建設業における「2024年問題」 ～不足する労働力の推計～
38	2024年2月9日	中部圏の運輸業における「2024年問題」 ～不足する労働力の推計～
37	2023年10月12日	2020年以降の実質総雇用者所得の変動要因について
36	2023年7月14日	2022年の物価上昇と家計支出 ～家計モデルの応用による支出増減の要因分析～
35	2023年4月28日	中部圏の経済動向 －2022年の回顧と中部圏景気基準日付の設定－
34	2022年8月9日	物価上昇と家計負担の増加について～北陸・東海の世帯で全国上回る負担増、高齢世帯と低所得世帯では一段と厳しく～
33	2021年7月29日	中部圏景気基準日付（景気の暫定山）の設定について
32	2021年7月15日	財政ポピュリズムを排して0票世代の権利を守るためには何が必要なのか？
31	2021年7月8日	よりよき財政を実現するには？－財政破綻論争を超えて－

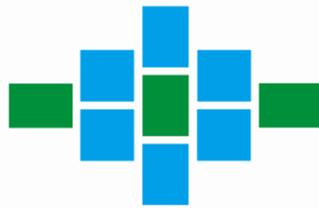
<https://www.criser.jp/bunnseki/report.html>

No.30以前のレポートは上記URLから検索できます

---

本レポートは、わたしたちの社会・経済に関するタイムリーな話題を、平易かつ簡潔に解説するために執筆されているものです。レポート内の意見や予測等は執筆時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は公益財団法人中部圏社会経済研究所にあります。レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。本レポートに関するお問い合わせは、[criser@criser.jp](mailto:criser@criser.jp) にご連絡下さい。

---



Chubu Region Institute for Social and Economic Research

公益財団法人  
中部圏社会経済研究所